

# 下総国「下河辺荘」に関する歴史地理学的研究

—低湿地農業の実態と万福寺（満福寺）の比定地について—

伊藤寿和

## I はじめに

本稿は、現在の千葉県西北部から埼玉県東部にかけて所在し、その荘域内に金沢氏と氏寺である称名寺領の郷村が存在していたことで著名な下河辺荘に関して、歴史地理学の立場から、基礎的な現地調査とそれに基づく関連史料の理解に再検討を加えたものである。

下総国葛飾郡の北半域に広大な荘域を有していた八条院領（のち、北条氏の所領を経て、古河公方の御料所となる）下河辺荘と下河辺氏に関しては、すでに、角田朋彦・今野慶信・小松寿治の諸氏が連名で詳細な研究史をまとめられている<sup>1</sup>。同じく、久保田昌希と小松寿治の両氏が連名で中世の利根川流域史研究の成果と課題を簡潔にまとめられている<sup>2</sup>。

また、旧荘域内に位置する三郷市・春日部市・幸手市などの市史において、主に金沢文庫に所蔵されている下河辺荘内に所在した称名寺領に関連する諸史料が史料編に集成され、通史編において下河辺荘に関する

概要がそれぞれまとめられている。現在、松伏町と吉川市・野田市においても市町村史の編纂が進められており、調査の進展と成果の公刊が待たれる。

他方、下河辺荘が所在した地域に関して、鈴木哲雄氏<sup>3</sup>と原田信男氏<sup>4</sup>が、現地調査に基づいた成果を発表されている。下河辺荘域に関して、現地に即したもつとも詳細な成果を報告されている鈴木・原田の両氏は、本的には文献史学の立場から史料を解釈され、現地に残された景観との対応を試みられている。

けれども、下河辺荘に関する同一の関連史料を、現地の状況により即して、歴史地理学の立場から読んだ場合、異なる解釈もなお可能であると判断される。中間報告である本稿で論じるのは、次の二点である。

第一に、主に古利根川と元荒川流域の低湿地に位置していた下河辺荘の南部地域においては、諸河川が形成した自然堤防の上に集落と生産力の安定した畠が立地し、後背湿地では絶えず洪水による被害が発生して不安定で生産力の低い稲作がおこなわれていたと一般的には理解されて

きた。古利根川をはじめとする諸河川が絶えず氾濫を繰り返し、荘内では暮らす人々に洪水の被害をあたえて来たことは事実であるが、洪水による水損のみに注目することで下河辺荘の自然と農業生産の実態を理解することは一面的に過ぎよう。水害はもとより、風害や虫害、そして時には旱魃による「早損」も発生していたのである。早損の発生も視野に入れた場合、従来よりも幅の広い、より多様な理解が必要となろう。そして、諸河川が形成した自然堤防の上で営まれていた畠作が安定的であり、後背湿地に拓かれていた低湿な水田を、不安定で生産力の低い耕地であるとするこれまでの理解も再検討を要しよう。

第二に、荘内に所在していた「万福寺（満福寺）」の比定地に関してである。近年、加藤裕美子氏<sup>5</sup>と鈴木氏は、称名寺が別当職を有していたと想定される万福寺（満福寺）の現地比定と、荘内の築堤に関する論考を発表された。金沢文庫には、万福寺（満福寺）周辺に暮らしていた百姓たちに、下河辺荘の新方に堤防を築く人夫役が課せられ、課せられた百姓たちの「申状」が残されている。両氏の論文を拝読する限りにおいては、万福寺（満福寺）の所在地も未だ確定的ではないと判断される。その所在地の確定はもとより、百姓等申状と万福寺（満福寺）に関する諸史料の再解釈も可能であると考えられる。

以上のように、本稿は、上記の市町村史はもとより、鈴木氏と原田氏の研究に多くを学びつつ、歴史地理学の立場から、若干の再検討を試みるものである。現地調査は現在も継続中であり、調査の進展にともなって、加筆・修正を加えることも予想されるが、これまでに明らかにしえたことがらを、中間報告のかたちでまとめておくこととしたい。

なお、下河辺の読みに関しては、現在では一般的に「しもこうべ」と読まれているが、中世の史料では「しもかわべ」と平仮名で記されてい

る事例が散見されることも周知のことからである。

## Ⅱ 下河辺荘における農業の実態

まず、下河辺荘の荘域を確認することから始めたい。中世における下河辺荘の四至を明記している史料は残されておらず、原田氏が、中世の関連する諸史料を博探され、近世において、かつて下河辺荘に属していたことを唱えていた村名（58か村）を『新編武蔵風土記稿』から集めて、およその荘域を示されたものが図1である。

その成果に基づけば、西に位置していた武蔵国大田荘と下総国下河辺荘は、古利根川と元荒川の旧流路によって明確に画されていたことが判明する。下河辺荘の北は現在の茨城県古河市から坂東市によってほぼ限られ、東は現在の利根川の流れによって画されていたことが明らかである。南は現在の中川に沿う埼玉県三郷市のほぼ中央に位置する花和田付近である。北から現在のおよその市町名を記せば、茨城県の古河市・境町・坂東市・五霞町<sup>ごせか</sup>、埼玉県の栗橋町・幸手市<sup>さいて</sup>・杉戸町・春日部市<sup>かすまぶ</sup>・松伏町<sup>まつぶ</sup>・吉川市<sup>よしかわ</sup>・三郷市<sup>みせ</sup>、そして千葉県の野田市・流山市など、南北に細長く広大な荘域を占めていた。

また、当時、下河辺荘の荘内は、古河市周辺の上流域を指す「上方（野方）」と、栗橋町から三郷市・吉川市に及ぶ荘内東部地域を指す「下方（河辺）」、そして、古利根川と元荒川に挟まれた狭い地域を指す「新方」に三分して認識されていた。

本稿で論じる称名寺領の主な耕地は、荘内の下方に属する赤岩郷（現在の松伏町と吉川市）とその周辺に所在していた。また、赤岩郷は内河（三ヶ村）と外河（十四ヶ村）に二分されており、「内河」は庄内古川の

左岸に位置する現在の吉川市の上内川と下内川に、「外河」は古利根川の左岸に位置する松伏町の上赤岩と下赤岩に比定することが可能である。さらに、外河は上村と下村から成り立っていたと考えられる。

荘内を地形の上から二大別すれば、荘内の東の半分は古河市から流山市に至る常総の低い台地の地域であり、西の半分は古利根川などの諸河川によって形成された自然堤防とその間に存在する後背湿地からなる低湿な地域である。

## II-1 後背湿地における水田耕作の規模

まず、荘内の西域に位置した諸河川によって形成された自然堤防と後背湿地の地域において中世に営まれていた水田耕作の実態に関して、関連の史料を引きつつ、再検討を加えてゆきたい。この低湿な地域の農業に関しては、すでに原田氏が金沢文庫に残されている称名寺領の関連史料と近世初期の史料も援用されつつ、次のような特徴を述べられている。すなわち、「古利根川と庄内古川との間の低湿地は、自然堤防沿いの水田から排水をうけるほかは、部分的に堀上田や摘田として利用されたであろうが、ほとんどは沼地またはそれに近い状態で放置されていたものと思われる。」「おそらく広大な関東平野に点々と村落が散在し、荒涼とした低湿地が広がる中で、中世人の細々とした生活の営みがつづけられていたのだ、といえよう。」とまとめられている。

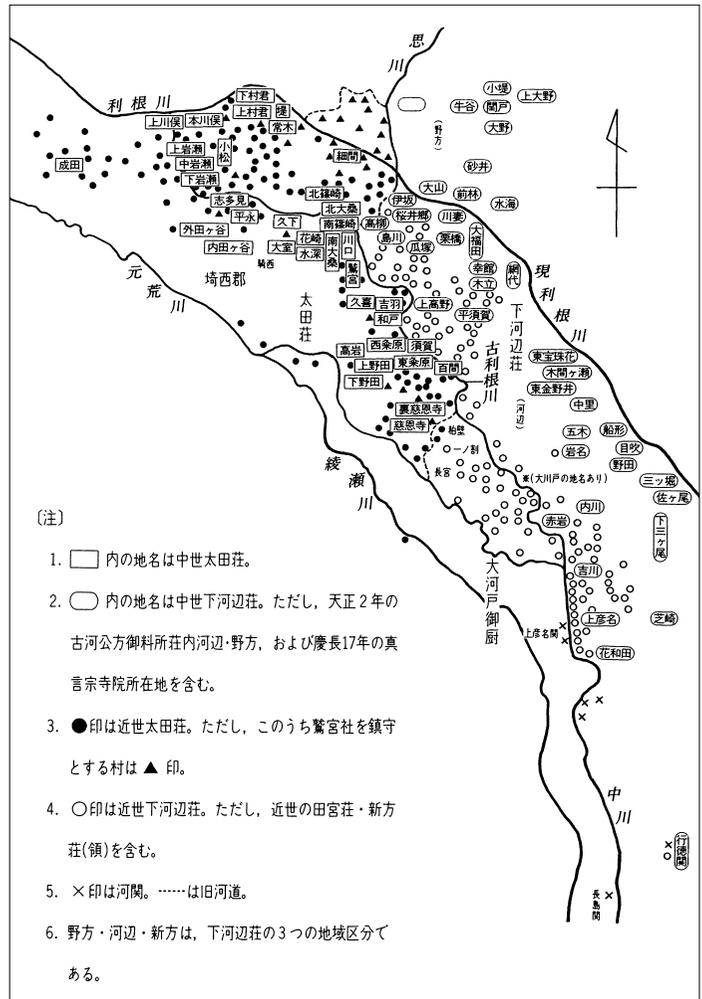


図1 下河辺荘の荘域想定図 (『三郷市史』通史編より引用)

上記に示した原田氏のとめは、古利根川や元荒川などの諸河川が形成した自然堤防と後背湿地から成り立つ低湿な地域における、後背湿地で営まれていた当時の不安定で生産力の低い稲作を中心とした述べられたものである。けれども、原田氏がそのように解釈された関連史料を読み直した場合、原田氏とは異なる理解も可能であるように思われる。以下、下河辺荘内の南部に所在した称名寺領の水田に関連する諸史料を示しつつ、当時の農業生産の先進地域である畿内の事例とも比較して、新たな理解を試みることにしたい。

史料1 永仁二年(一二九四)「下河辺荘下方内称名寺々領実検目録」

(金沢文庫文書)

注進 下河辺御庄下方内称名寺々村々

永仁元年実検目録事

合

現作田卅五町四反小四十歩 加新田定

除一反三百歩 小沙汰免

定田卅五丁二反半四十歩

御佃三丁五反九十歩

分米卅九石六斗一升 反別八斗四升定

除種食定

所当田卅一丁七反小十歩

分米百卅六石九斗四升三合三勺三才 段別四斗定 (後略)

この「実検目録」<sup>8)</sup>によれば、下河辺荘内の下方で、永仁二年(一二九三)に営まれていた作田は35町4反余にのほり、金沢氏の有力被官人であった鳥子氏(24町8反余)の他、上野氏(8町3反余)と片山氏(2町2反余)の三人によって請け負われていたことが判明する。営まれていた称名寺領の現作田の面積が35町余であったということは、実際には、水損・風損・虫損などによって現作されていない水田の存在を考えられた場合、現地には50町あるいはそれ以上の水田が存在していたと想定される。古利根川をはじめとする諸河川による水害多発地帯であることを重視し、現作されていない損田の割合を50%と仮定した場合には、現地に拓かれていた称名寺領の水田は約70町と想定されよう。また、損田の割合を35%と仮定した場合でも、約48町の水田の存在が想定される。

なお、時期は多少下るが、嘉暦一年(一二二六)の「下河辺庄新方検見帳」<sup>9)</sup>によれば、十丁免(所在地不詳)4町の得田率は56%であり、おま(現在の越谷市恩間)14町7反余の得田率はほぼ同じ57%である。『三郷市史』の史料編では、損田の多さに着目して、耕地条件の劣悪さが窺える」と評価されている。けれども、水害多発地帯における水田経営であることを勘案した場合、得田率の56%57%はむしろ高いと判断されよう。十丁免の場合、まこ二郎をはじめ5人が、ひとり平均8反の水田耕作を請け負い、おまの場合も、太夫五郎をはじめとする15人が、ひとり平均約1町の水田耕作を請け負っている。

上記の永仁一年の現作田35町余の得田率を仮に56%と想定した場合に、全体で約63町の称名寺領の水田が後背湿地に営まれていたと想定されよう。

これら現作されていない水田の存在も勘案した場合、「自然堤防型の村落では、中世においては畠地の占める率が圧倒的に高く、低湿地はほとんど沼のような状態で水田化は難しかったと推定される。…このため、微高地の縁辺部に天水田を設けるか、もしくは小規模な用排水路を伴う水田がわずかに存在していた程度と思われる。」と原田氏は想定されているが、原田氏の想定に反して、小規模とは言いがたい50町〜70町ものまとまりを有する水田が後背湿地に拓かれ、実際に耕作されていたと想定しておく必要があるだろう。

## II-2 下河辺荘における水田耕作と畠作の実態

これまで、一般的には、中世における後背湿地の水田は小規模かつ不安定な存在であり、生産力が低く、諸河川が形成した自然堤防の上に営まれていた安定的な畠地の占める割合が圧倒的であると考えられてき

た。近世前期に作成された正保の郷帳の写しであると考えられる『武蔵国田園簿』に基づけば、そのような理解に導かれよう。

けれども、中世の関連史料に基づけば、実際に請け負われて耕作されていた農地は、必ずしも自然堤防の上で営まれていた畠地の面積が広く、後背湿地で営まれていた水田の面積を圧倒していたとは断定できないように思われる。表1は、応長一年(二三二)の万福寺に関する寺田と寺畠に関して、5人の請け人ごとに、耕作されていた水田と畠地の面積と損田の面積をまとめたものである。

一見して明らかのように、5人の各請け人共に、畠地面積の合計が2町であるのに対して、水田面積の合計は2町9反であり、畠地のおよそ1・5倍の水田が営まれていた。もとより、この一例のみをもって下河辺荘全体の水田と畠地の割合を反映していると速断することは避けねばならないが、数少ない中世前期の実例を示す関連史料において、畠地の圧倒的な存在と耕作は読み取れないのである。

同史料<sup>10</sup>によれば、万福寺の寺田2町9反のうち、この年の損田はわずかに1反210歩に過ぎず、得田率は94・5%に達しており、洪水の発生しない年度の後背湿地における水田耕作が、必ずしも不安定かつ劣悪なものではなかったことが判明する。各請け人も、二郎三郎入道の1町2反余は例外としても、他の4人も4反から5反程度のある程度まとまった

表1 万福寺の寺田と寺畠の作人と作付け状況

名主・作人	作 田	得 田	作 畠
二郎三郎入道	1町2反120歩	1町1反30歩	8反大
覚 心	5反 30歩	5反30歩	3反
五郎太郎	4反	4反	3反
道 円	3反240歩	3反120歩	4反
孫 三 郎	4反	4反	2反

水田の請け作がなされており、後背湿地における従来の小規模かつ劣悪・不安定な水田耕作の理解は、この史料においても再評価を必要としよう。

民俗の調査においても、後背湿地の水田は、各水田の境目に柳の木を植えたり杭を建てるほど、用水を入れた場合、境の畦が水没する景観を呈していたほどの深田であったとの聞き取りもなされているが、低湿地の水田の景観と、その生産力が常に低いものであるとの思い込みは避けねばならない。

一方、畠地は、各請け人共に2反から4反が耕作され、夏分と秋分の所当銭が課されており、同史料には夏分の金額のみが記されている。称名寺に納入された夏分の所当銭は、初夏収穫の「夏麦」すなわち小麦や大麦の分であったと考えられよう。

### Ⅱ-3 水田と畠地において栽培されていた作物と品種

金沢文庫には、中世前期の元徳三年(二三三)に、下河辺荘内の水田で耕作されていた稲の品種が具体的に記された、稀有の史料である「教智房田畠注文」と、関連する同年の「教智房在家注文」の両史料<sup>11</sup>が残されている。それを請け人ごとにまとめたものが表2である。

教智房は、(称名寺領の赤岩郷と想定される)上村に1町の耕地を有し、1町のうち、7反が作であり、3反が不作であった。特に留意すべきは、1反のうち、半分に早稲を植えていたことである。他の各人も、二郎四郎は早稲(5升蒔き)と中稲(1斗蒔き)、六郎二郎も早稲(6升蒔き)と中稲(1升蒔き)、そして、平次太郎は中稲(7升蒔き)のみの耕作であった。

この両史料に基づけば、下河辺荘(赤岩郷)の上村(教智房と次郎四

表2 赤岩郷内・教智房の在家の作付け状況

名主・作人	作田	得田	10月12日現在の早稲・中稲の作付け状況
教智房	1町	7反	早稲が1反の内、半分ほどで、蒔りて候
二郎四郎	5反	3反半	早稲が5升播きばかり、蒔りて候 中稲が1斗播きばかり候
六郎次郎	7反40歩	5反160歩	早稲が6升播き(ばかり)、蒔りて候 中稲が1升播きばかり候
平次太郎	1反30歩	5反	中稲が7升ばかり候、未だ蒔らず候

郎)と下村(六郎次郎と平次太郎)において植えられていた稲の品種は、早稲と中稲のみであり、管見の限りにおいては、収量の多い晩稲を欠いていたことになる。諸河川の下流に位置する荘内の後背湿地の水田においては、秋の台風による洪水の被害を免れるためにも、意図的に多収量の晩稲を植えず、より収穫の早い早稲と中稲の両品種のみが栽培されていたと理解されよう。

東国はもとより、史料の多く残されている畿内においても、中世前期の鎌倉時代の水田で栽培されていた稲の種類を量的に把握しうる史料は稀有である。前稿で論じた東大寺領大和国清澄荘では、同じ鎌倉時代の後期に属する建治一年(一二七五)の「清澄荘検田帳」と「清澄荘早田毛見注進状」の両史料が残されている。両史料によれば、大和川と支流の富雄川の自然堤防と後背湿地に位置する清澄荘で栽培されていた稲は、およそ20%が早稲、残りのおよそ80%が晩稲であり、中稲を欠いていたことが判明する。

晩稲の栽培を中心としていた清澄荘の事例は、畿内においても、鎌倉

時代における栽培されていた稲の品種とその面積(割合)が判明する唯一の事例である。もとより速断することは慎まねばならないが、同時期の下河辺荘内の水田においては、収量の多い晩稲の栽培を欠き、早稲と中稲のみが栽培されていたことは、東国の低湿地における水田耕作の特徴である可能性が高いと判断されよう。

ただし、江戸時代に「二郷半領の早場米」地帯として江戸に聞こえたこの地域であるが、当時は、必ずしも早稲が抜きん出て広く栽培されていた訳ではなく、早稲よりも収量の多い中稲の方がやや広く栽培されていた点には十分な留意が必要である。ちなみに、この年の得田率は約63%であった。

先に述べた嘉暦一年(三三二六)の「新方検見帳」に記された十丁免の得田率56%と、おまの得田率57%と比較した場合、やや高めの得田率である。洪水の発生しない平年において、下河辺荘内の後背湿地に拓かれた水田の得田率は、およそ60%前後であったと想定できようか。

当時の諸状況を勘案した場合、この得田率は決して低いものではなく、洪水をはじめとする被害が起きない平年には、これまで一般的に理解されてきた後背湿地における劣悪な水田耕作と異なる、比較的安定的な収量を上げうる稲作が営まれていたと判断されよう。

なお、畠で栽培されていた作物に関する史料は少ないが、荘内の畠や屋敷畠において、麦をはじめとして、主に芋(里芋)や豆類が栽培されていたことが確認できる。

ちなみに、同地域における近世初期の状況を、関連史料に基づいて、参考までに以下に述べておきたい。称名寺領の耕地が主に所在していた荘内の赤岩郷の西域は、寛永二年(一六二五)から同六年の間に上赤岩村と下赤岩村に分村されたことが確認できる。分村直前の赤岩村について



写真1 自然堤防上の畠

た砂を多く含んだ、水分を含んでいない砂質の畑地であると判断される。すなわち、この地域に形成された自然堤防上の畠地の大半は、きわめてなだらかな河畔砂丘と理解する方が良く、降雨の少ない年にはたちまち早損の被害が発生する畠地であるとの理解が必要である（写真1）。

すなわち、赤岩郷を代表例とする下河辺荘内に形成された、自然堤防上の広範な畠地と後背湿地に

は、寛永二年の「赤岩村年貢割付状」<sup>①</sup>が残されており、近世初期の耕地の概要を知ることができる。同割付状によれば、新たに拓かれた新田を除けば、赤岩村に拓かれていた近世初期の本田は7町9反余であり、そのすべてが上田に位付けされており、中田や下田はまったく記載されていない。後背湿地に拓かれていた当該地域の中世の水田が、常に洪水に襲われていた劣悪な水田（下田や下々田）であるとのこれまでになされてきた一般的な理解は、ここでもまた再検討を要しよう。

他方、畑は上畑が14町4反余、中畑が11町余、下畑が30町8反余、下々畑が2町4反余であり、畑地のおよそ半分に当たる52・5%を生産力の低い下畑が占めている。確かに、古利根川が形成した自然堤防の上に広い畑地が拓かれているが、同地の自然堤防は、砂質の成分を多く含んでおり、粘り気の少ないさらさらした畑地である。土の成分を多く含んで粘り気のある一般的な耕土としての畑地ではなく、古利根川が運んできた砂を多く含んだ、水分を含んでいない砂質の畑地であると判断される。すなわち、この地域に形成された自然堤防上の畠地の大半は、きわめてなだらかな河畔砂丘と理解する方が良く、降雨の少ない年にはたちまち早損の被害が発生する畠地であるとの理解が必要である（写真1）。

拓かれた水田から成り立つ耕地は、降雨の多い年には畠地の生産に恵まれ、水田は多くの水損が発生することとなる。一方、降雨の少ない年には畠地で早損が発生し、水田は安定した生産に恵まれることとなる。筆者にとつて馴染み深い畿内の自然堤防は、幅が数十m程度と狭く、中世後期に天井川となり、周囲の耕地に比べて高さを有しているものであるが、下河辺荘内に発達した自然堤防は、図2として示したように、称名寺領の赤岩郷の位置する古利根川の左岸において、形成された自然堤防の幅は、200～300mから400m、もっとも広いところでは500m、或いはそれ以上の幅を有しており、後背湿地の水田との比高はわずかに1～2mにすぎない。このような、畿内とはまったく異なる、関東平野の自然堤防と後背湿地の実態に基づいた関連史料の再解釈と理解がさらに必要で

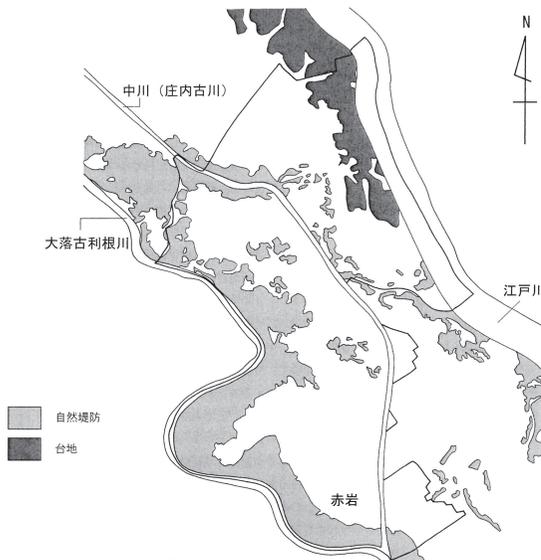


図2 松伏町の自然堤防  
 (『松伏町史』民俗編より引用)  
 (赤岩の地名を加筆)

あると痛感させられる。

## Ⅱ-4 後背湿地における「堀上田」・「島島」と「摘田」の存在

古利根川や元荒川をはじめとする諸河川による洪水が多発し、小規模かつ生産力の低い水田稲作が営まれてきたと想定されてきた後背湿地の水田が、先にも述べたように、原田氏は、部分的に堀上田や摘田として利用されていたであろうと推定されている。

まず、氏がその存在を想定されている摘田に関しては、大宮台地を中心とする谷津（谷戸）田の地域において、戦後の昭和30年代頃まで、田植えをおこなわない、直播の摘田がおこなわれてきたことは事実である。けれども、当該地域の関連史料はもとより、関東地方の関連史料を博搜しても、中世に摘田（蒔田）が営まれていたことを明記する史料は、管見の限りにおいては残されていない。むしろ、中世の谷津（谷戸）田における摘田の存在を強く主張される高島緑雄の著書に収録された諸論文においても、史料的には、氏が示されている寛永二十一年（一六四四）の武蔵国橘樹郡生麦村の「田島名寄帳」が最古である。

民俗学の立場から、小川直之氏がその著書の中で日本全国における摘田の存在を検証されているように、摘田は、本来的には畠作地域における労働力の集中を避けるためにとられた農法であると評価されるべきであり、その摘田稲作の成立は、高島氏が自ら示した諸史料が示すように、近世前期である可能性が高いと判断せざるを得ないと思われる。少なくとも、下河辺荘内の谷津（戸）田や後背湿地に拓かれた中世の水田において、摘田稲作がおこなわれていたことを示す史料は存在していない。

摘田は、苗代を作らず、堆肥や人糞などと混ぜて直播をなすために、一見、原始的な農法のように見做されがちであるが、その主眼はあくま

でも畠作地域における労働力の集中を避けるための農法であり、見た目の原始的な耕作風景とは異なり、その成立は上記のように、目下は、中世まで遡るものではないと判断されよう。

一方、堀上田に関しては、すでに原田氏がその存在を指摘されているように、元亨四年（三三二四）の「下河辺庄公事注文案」の中に、「一ノツボノ堀田 一反」と明記されているように、その存在は確実である。また、応安二年（三三六九）の「足立郡大窪郷地頭方三分一方田畠注文」によれば、荒川流域に位置する足立郡大窪郷の「しらくハ」地区（さいたま市浦和区の白鍬）において、2町もの面積を有する堀上田が存在していたことも、原田氏はすでに指摘されている。この他にも、2反と1町1反の、合計3筆の堀上田が大窪郷に存在していたことが確認できる。

ただし、次の点には留意が必要である。下河辺荘には荘内に存在していた水田に関する多くの関連史料が残されているが、堀上田の存在が記されているのはこの史料のみである。

低湿な後背湿地において営まれていた荘内の水田の一部が、土砂や泥・藻などを掻き揚げて造成された堀上田であった可能性は高いと思われる。

また、堀上田の間には堀が巡らされており、近世以後においては、堀上田に基づく新田開発がこの周辺地域において進められ、近年まで広範な堀上田の景観が展開しており（図3）、収穫期などにおいて長さ2間前後の田船が戦後まで利用されていた（写真2）。その田船にも、綱で引つ張る「ゲンゴロウブネ」と、棒を用いて押していく「ソリップネ」の二種類が存在した。

さらに、水田の一部には、堀の土砂を盛り上げた「ブツツケバタケ」が形成されていたことにも留意が必要である。これは一種の島島である

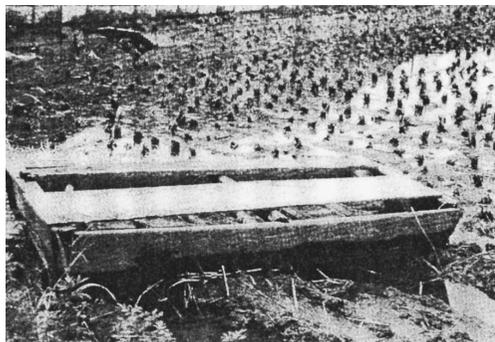


写真2 田船  
 (『春日部市史・民俗編』より引用)

が、中世の史料ではその存在を  
 確認することはできない。  
 なお、従来の研究では着目さ  
 れていないが、これら田船を使  
 用するような極めて低湿な堀上  
 田の地域において、中世におい  
 ては、鋏先に貴重な鉄を使用し  
 た「黒鋏」ではなく、鋏先に鉄  
 を使用しない、白木の鋏である  
 「白鋏」が使用されていたこと  
 も、視野に入れておく必要がある。

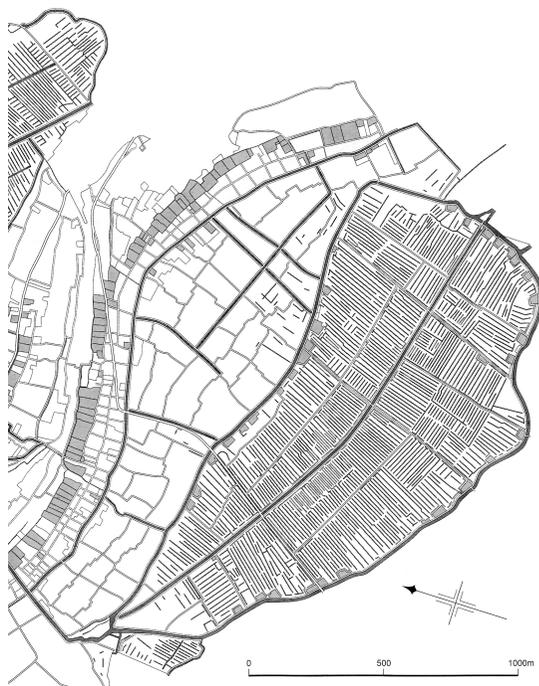


図3 幸手市の堀上田(大正10年、現在は消失)  
 (『幸手の民家』幸手市史調査報告書より引用)

称名寺は、主要な農地である後  
 背湿地に拓かれた水田や自然堤防  
 の上に拓かれた畠の他に、これら河川の堤防や平地の山野から得られる  
 葦など様々なものを、公事として課していた。正中一年(一三二四)の  
 「下河辺荘公事注文案」によれば、葦間伏銭や刈草用途をはじめとして、  
 実に多様な品々が公事として課されていた。鎌倉時代末のこの時点にお  
 いては、すでに現物納はなされておらず、公事銭として代銭納されてい  
 る。けれども、本来的には、現物が納められていたと判断されよう。  
 まず、水田に関する公事としては、初3斗と節料の早米3升の代銭や、  
 餅代白米1升などが課されており、粳米と共にもち米が栽培されていた

と判断される。上記の足立郡大窪郷において、荒川の後背湿地におい  
 て最大の2町もの堀上田が営まれていた地域の名が「しらくハ」、すなわ  
 ち「白鋏」であることも、地名の由来を物語っていると考えられよう。  
 II-5 堤防と山野の産物  
 称名寺領の赤岩郷では、西側に  
 古利根川が、東側には庄内古川が  
 流れ、両河川の長い流路に沿って  
 堤防が連なっている。その堤防の  
 上には、現在もススキや葦など多  
 様な草花が繁茂している(写真  
 3)。また、山地に位置していな  
 いこの地域では、屋敷林をはじ  
 め、平地林が「山」と呼ばれてい  
 る。



写真3 古利根川(左手)と中川(右手)の合流点

ことが確認できる。また、藁から編まれる差繩代が課されていたことは、藁の利用状況の一端が判明する貴重な事例である。

次に、畠地に関するものとしては、麦地（代）と綿30枚・藍釜代・茜代がある。麦は小麦と大麦であるが、栽培されていた割合などは判明しない。30枚の綿は、木綿の綿ではなく、絹綿（真綿）であると考えられる。古利根川や庄内古川をはじめとする諸河川の堤外地は、一見、価値の低い荒地であるかのように理解されているが、諸河川の氾濫によって肥沃な土砂が供給される農地の一面も有している点には十分な留意が必要である。当該の絹綿を生産する桑の木を植える地として、砂地では水はけが良く、肥沃な堤外地はむしろ適していると判断される。藍釜代と茜代が課されていることは、畠地において、染料である藍と茜の栽培がなされていたことを意味していよう。

御殿油代は、畠地で栽培される胡麻もしくは荏胡麻の油である可能性が高いが、そのいずれであったのかを確定することはむずかしい。

さらに、堤外地や水田の用水路沿いの地に課されていたものとしては、葦間伏銭・刈草用途・豊用途・堀葦代・冬草代がある。とくに、堤外に生える葦や萱（荻）などは、毎年刈り取ることによって人々の手が入り、質の良い葦や萱（荻）が再生することが知られている。葦や萱（荻）は、近年まで、屋根を葺く貴重な主材料であった。刈草用途と冬草代は、本来的には、飼育している牛馬の餌としての草の刈り取り・納入であったと考えられよう。

この他に、公事銭として、漆代・炭代と、藁（代）が課されている。漆代は平地林の中に漆の木が植えられて漆が採集されていたことを意味し、炭代は山と呼ばれる平地林が貴重な燃料の供給地であったことを示すものである。藁（代）に関しては、戦国期のものと想定される年欠の

「北条氏政書状写」<sup>19</sup>において、同じく下河辺荘に属する関宿領に対して、止血剤や利尿剤などとして利用されていた「蒲黄」、すなわち蒲の花粉を、糲（干し飯）の袋に2〜3袋進上するように命じられている。無論、同じ「蒲黄」とは速断できないが、山野から採集される和漢薬の原材料であった可能性が高いように思われる。

上記の鎌倉時代末の公事銭の事例から多少時期的には下がるが、貞和四年（一三四八）の「赤岩外年貢注進状」<sup>20</sup>によれば、上記の品々の他にも、糠・藁（4把）・薦が年貢として課されていることを確認できる。とくに、糠と薦に関しては、糠（上村3、下村4、単位の表記を欠いているが「俵」か？）、薦も上村76枚、下村35枚と、村ごとに細かく指定されており、薦は苙に編まれていたと考えられよう。

年貢としては田畠から収穫・納入される米と麦が重要であることは多言を要さないが、堤外地や平地の山野から生産・採集される様々な品々も、荘園領主である称名寺の一年間の生活を維持するために必要不可欠であることが実感される。

なお、古利根川に沿う低湿地の赤岩郷の事例ではないが、同じ下河辺荘内の北部に位置し、称名寺の有力末寺であった戒光寺（現在は廃寺）が延文一年（一三五六）に所有していた具体的な農具の種類と数が判明する<sup>21</sup>。それによれば、当時、戒光寺が所有していた農具は、大鍬1条（破損）・鍬2口・鎌2口・馬扱1条・鍬1条であり、馬1匹の飼育が判明する、貴重な事例である。その他にも、立白2・摺白1・茶白1を所有していた。

茶臼に関連して述べれば、赤岩郷からは、称名寺に毎年60斤（約6kg）の茶を納入していた。乾燥した茶葉6kgを生産するためには、それに数十倍する生の茶葉の栽培・生産が必要である。今日のように、1筆の畠

全体に茶の木が植えられ、いわゆる茶島の景観が形成されるのはそう古いことではないと思われる。一般的には、農地の畦や屋敷地の周囲に列状に栽培されていたものと想定される。赤岩郷における茶の栽培に関しては、かつては下赤岩において栽培が盛んであったが、近世以後の関連史料も検討して、より詳細な再検討が必要であろう。

## II-6 河川と水田・水路の生産物

古利根川などの諸河川に囲まれていた下河辺荘において、諸河川や水路、さらには低湿な水田の内部において、多くの淡水の魚介類や鳥類が捕獲・採集されていたものと想定されるが、史料の上では一切確認できない。

近年まで、荘内の諸地域において、利根川の鮭や、古利根川などの鰻・鯉・鮒・鯰・ドジョウなどの淡水魚をはじめとして、タニシやシジミなどの貝類、エビ類、さらには、鴨や雀などの鳥類が捕獲・採集され、年間を通じて食されていた。なお、参考までに記しておけば、昭和三年頃の東京市の淡水魚の年間消費高はおよそ70万貫であり、そのうち、30万貫がドジョウで、その半分が埼玉県より捕獲・供給され、下河辺荘南部に位置する二合半領の「二合半どじょう」が、よく肥えて骨が柔らかいとの評判を受けていた。

鯉は洗いや煮ものに、鮒は甘露煮やナマスに、鯰はタタキや天ぷらにして食されていた。これら淡水の魚介類は、日常の貴重な動物性の蛋白源であるのみならず、お正月のハレの魚（正月魚）として食されてきた。また、正月十日前後に関東の各地で執りおこなわれた予祝行事である「オビシヤ（お歩射など、多様な呼び方・表記がなされる）」においても、欠くことのできない神饌として、尾頭付きの大きな鮒が出され、神前に

において共同飲食に供されていたことにも、十分な留意が必要である。

これら、低湿地に拓かれた水田周辺で展開された淡水漁業に関して、すでに原田氏がその多様性と重要性を指摘されている。また、山本隆志氏が従来評価の低かった低湿地に拓かれた水田と農法に対して再評価を加え、鈴木氏は同じく低湿地に拓かれて年貢の賦課から逃れていた「ほまち田」（植田ではなく、直播と想定されている）に関する論考を発表されており、さらに検討を加える必要が認められる。

## III 「万福寺（満福寺）」に関する諸問題

古利根川をはじめ、元荒川や庄内古川・太日川などの諸河川が荘内を流れていた下河辺荘においては、多発する水損を防ぐためにも堤防の築堤が必要であり、史料に記されている限りにおいても、鎌倉時代よりその築堤が確認できる。

すでに、諸氏によって指摘されているように、鎌倉時代中期の建長五年（一二五三）に、鎌倉幕府は「下河辺荘堤」の築堤を命じ、清久保行・鎌田西伝・対馬仲康・宗 為泰らを奉行人に定めている。また、嘉元三年（一一三〇）と推定されている史料<sup>23</sup>には、称名寺領の赤岩郷において「赤岩樋」の設置あるいは改修の件につき、同じく「堤奉行人」に付したことが明記されている。これら一連の史料により、諸河川が流れるこの地域を開発するために、鎌倉幕府によって堤防を築堤する複数の堤奉行人が任命され、人工堤防の築堤とそれに伴う用水樋も彼らによって設置および管理と補修がなされていたことが判明する。

上記の築堤と赤岩樋の事例の他に、下河辺荘内で築かれた堤防として著名なものに、鎌倉時代末の元徳二年（一一三〇）以前と想定されてい

る、築堤人夫と築堤銭の納入および還付を申請した、称名寺領の百姓による「万福寺百姓等申状」がある。すでに、鈴木氏と加藤氏が詳細な検討を加えられているが、万福寺（満福寺）の比定地も、鈴木氏は下記で論じる春日部市赤沼の万福寺に比定され、加藤氏は原田氏の想定を引いて幸手市天神島の満福寺の可能性が高いとされている。けれども、両氏の現地比定は未だ確定的なものとは言えず、申状と関連する史料にも、異なる理解がなお可能であると思われる。

史料2 年 欠（元徳二年以前）「万福寺百姓等申状」（金沢文庫文書）

まんふくしひやくしやうら、かしこまりて申候、

はやく御あはれみの御せいはいをまかりかふらんと思、にいかたのつつみ用途

捌貫文入候なけきの事、

件つつみ、たひたひ申候といへとも、御あはれみの仰をかふらす候、百しやうらこたえかたきなけきに存候、すでに日数廿五日二つき候、手足の分食料おき候、まつ入候用途八貫文にて候、ことしのけかつ二いのちをたすかり、たねをりせんすつこ二とり候て、田畠あらし候はしと存候て、かうさくつかまつり候ところ二、このつつみあたり候ひやくしやうら、妻子のわかれをし候、なけきそのかくれなく候、又しやうないのきんす御たいくわんきうきうふんハ、なつはくの所当をつつみにむけられ、宮地の夏みそけ御まつりをととめ、つつみによせられ事候、庄内の事御たつね候はん二、其かくれなく候、（後略）

この申状を理解する場合、もつとも重要であるのは、下河辺荘内に位

置する「にいかたのつつみ」築堤の人夫役を課された百姓らが属した、称名寺の末寺と想定される「まんふくし」が、「万福寺」であるのか、或いは「満福寺」であるのかを検討しておく必要がある。この点は、すでに鈴木氏が注意を喚起され、別に残されている「進上 了心御坊申せ候 万福寺行仙上」の懸紙が、百姓等申状のものである可能性が高いと判断されている。上記の申状が万福寺の行仙によって、寺領の代官と推定される了心に宛てて提出されたものと想定されている。

確かに、鈴木氏が上記の申状に記された「まんふくし」を「万福寺」と判断されたように、金沢文庫に残された称名寺の下河辺荘の関連文書では、多くは万福寺と記されている。けれども、年欠の「某書状」<sup>(26)</sup>では「満福寺堤道事、無指事候由、」と記されており、時には「満福寺」と記されたことも想定されよう。同様に、下河辺荘内の北部に位置し、多くの学僧が居住して称名寺と密接な人脈を築いていた律宗の「戒光寺」も、「戒広寺」との表記がなされた文書も残されている。したがって、百姓申状に記された「まんふくし」の表記も、「万福寺」と「満福寺」の両者が用いられていた可能性を視野に入れて、再検討を加える必要があると判断される。

管見の範囲においては、かつての下河辺荘内に存在していた万福寺と満福寺は、下記において検討を加える7か寺である。すでに、このうちの6か寺に関しては鈴木氏がその存在を指摘され、概要を検討されて、最終的には図4として示された現在の春日部市赤沼の万福寺に比定されている。

以下において逐一再検討を加えるように、まず、原田氏と加藤氏が比定された幸手市天神島の満福寺は、幸手・一色氏によって中世後期に天神社の別当寺として創建されたものであり、称名寺の諸史料に記された



図4 中世の下河辺荘周辺図  
(鈴木氏の論文より引用、道庭を加筆)

鎌倉時代後期に存在していた万福寺（満福寺）に比定しうる可能性は低いと判断される。

ついで、鈴木氏が比定された赤沼の万福寺に関しては、上記の百姓申状には「このつつみあたり候ひやくしやうら、妻子のわかれをし候、なけきそのかくれなく候、」と記されている。この一文を素直に読む限りにおいては、下河辺荘内の新方堤の築堤に駆り出された万福寺（満福寺）の百姓たちの居住地は、妻子との別れを嘆き悲しむほどの距離を有しており、日帰りにて通える距離ではなかったと考えられよう。鈴木氏が作成された地図を援用させていただき、氏が比定された赤沼の万福寺の位置を確認すると、古利根川を挟んで、築堤を命じられた新方とは指呼の距離にある。赤沼からもつとも遠い新方の南端までの距離も2里ほどであり、徒歩によっても十分通える距離にあると判断されよう。

したがって、以下において、各「万福寺」「満福寺」の創建年代と開山・開基や、現状などを再確認した上で、称名寺が別当職を有していた

と想定される、末寺の万福寺（満福寺）の比定地について再考したいと考える。

### Ⅲ-1 幸手市旧幸手宿の満福寺

日光街道（奥州街道）の旧幸手宿には、現在も、幸手一色氏の開基と伝える新義真言宗の荏柄山・満福寺が現存している。如意輪観音を本尊とする満福寺（写真4）は、幸手観音として親しまれており、境内には中世に遡る延徳一年（二四八九）の銘を有する宝篋印塔の一部と、五輪塔などが残されている。けれども、満福寺が創建された時期は、一色氏が幸手に知行地を得た南北朝



写真4 旧幸手宿の満福寺

後期以後のことと判断される。

なお、一色氏が近世に転封を経て居住した三河国の長篠にも、同じ荏柄天神社が勧請・創建されている。同社に伝わる近世の縁起によれば、鎌倉公方の足利成氏が康正二年（二四五）に古河に移座するに際して、（由緒ある鎌倉の荏柄天神社より勧請した）天神像を下賜され、城主である一色氏が幸手荘の守護神として祀ったとの社伝が記されている。

いずれにしても、その創建が中世後期まで遡る由緒ある天神社と別当寺としての満福寺であると考えられるが、称名寺の末

寺である万福寺（満福寺）が建立されていたことが確認できる鎌倉時代後期の正応年間（一二八八～一二九三）まで遡ることはむずかしく、称名寺の文書に記された万福寺（満福寺）ではないと判断される。

### Ⅲ―2 幸手市天神島の満福寺

周囲を水田に囲まれて鎮座する旧天神島村の天神社と別当寺の満福寺は、現在では、同じ境地の西側に天神社が、東側に満福寺を改修した天神島集落センターが並んでいる（写真5）。

同天神社も、幸手城主の一色氏が、鎌倉の荏柄天神社を応永年間（一二三四～一四二八）に勧請した鎮守五社（幸手宿・天神島・平須賀・上高野・神扇）のうちの一社であると伝えられている。した



写真5 天神島の旧・満福寺（右手）

がって、その別当寺である新義真言宗の荏柄山・満福寺（本尊は十一面観音）の開基も応永年間であると伝えられている。原田氏と加藤氏によって当該の満福寺に比定されているが、幸手宿の満福寺と同じく、鎌倉時代まで遡ることはやはりむずかしい。

なお、同社には「奉再興天満宮 応永七庚申年二月廿五日 天神坊中興良算」と彫られた古い棟札が残されている。

### Ⅲ―3 杉戸町清地の万福寺

杉戸町清地せいでに、新義真言宗の医王山・万福寺（本尊は薬師如来）がかつて所在していた。古利根川左岸の自然堤防上に創建されていたが、明治五年に無住・無檀の故に廃寺とされた。現在は、浄土真宗の布教所として利用されており、境内の裏には墓地がそのままのかたちで残されている。また、用水路を挟んで、北側には鎮守の八幡社が鎮座している（写真6）。



写真6 清地の万福寺跡

清地の万福寺に関しては、創建の時期はもとより、開山・開基ともに伝えられておらず、詳細は不明である。

### Ⅲ―4 春日部市赤沼の万福寺

古利根川左岸の自然堤防の上に創建されていた赤沼の稲荷山・万福寺（本尊・観音）は、明治以後に廃寺とされ、現在は武里第二幼稚園の園地となされているが、その一角に、当時の墓地が残されている（写真7）。

万福寺の本寺は、南およそ200mの地に位置する新義真言宗の常楽寺である。寺伝によれば、鎌倉時代後期の弘安五年（一二八二）俊禪の創建と伝え、本尊の阿弥陀如来像の胎内には、弘安三年（一二八〇）の墨書銘が記されていると伝える。

また、境内には、弘安十一年（一二八八）の銘を有する板碑が残されて

おり、その創建の古さを伝えている。さらに、山門内の左手には、薬師堂があり(写真8)、堂内の薬師如来像の胎内には弘安九年(二二八六)の墨書銘がある。

本寺である常楽寺の創建が当該の鎌倉時代後期まで遡ることは確実であるが、末寺の万福寺の開山・開基、起立の年代などはすべて不詳である。

### Ⅲ―5 吉川市中島の万福寺

古利根川・元荒川と旧太日川の二大河川に挟まれた後背湿地のほぼ中央に位置する中島(村)は、近世初期の慶長十九年(一六一四)に新田開発によって拓かれたと伝えられている。

村中に現存する新義真言宗の万福寺(本尊・不動明王)(写真9)も、近世初期の創建にかかり、称名寺の文書に記された万福寺(満福寺)ではありえない。



写真7 赤沼の万福寺跡



写真8 赤沼の常楽寺境内の薬師堂



写真9 中島の万福寺



写真10 東金野井の満福寺

### Ⅲ―6 吉川市道庭<sup>どうぢにわ</sup>の万福寺

元荒川(現・中川)が形成した左岸の自然堤防の上に創建された新義真言宗の万福寺(本尊・地藏)は、明治以後に廃寺となっており、創建の年代はもとより、開山・開基ともに目下は不詳である。

### Ⅲ―7 野田市東金野井の満福寺

近世に新たに掘削された江戸川の堤防左岸に、新義真言宗の満福寺(写真10)が現存している。堤防右岸の地域は、現在では春日部市(旧・庄和町)に分かれ、西金野井となされている。江戸時代初期の寛永年間(二六二四―一六四四)に江戸川の掘削によって二分される以前は、ひとつの金野井村(中世には金野井郷)であった(図5)。

金野井郷の満福寺に関しては、上記の他の万福寺(満福寺)とは異なり、後北条氏によっておこなわれた戦国末期の天正十四年(一五八六)の

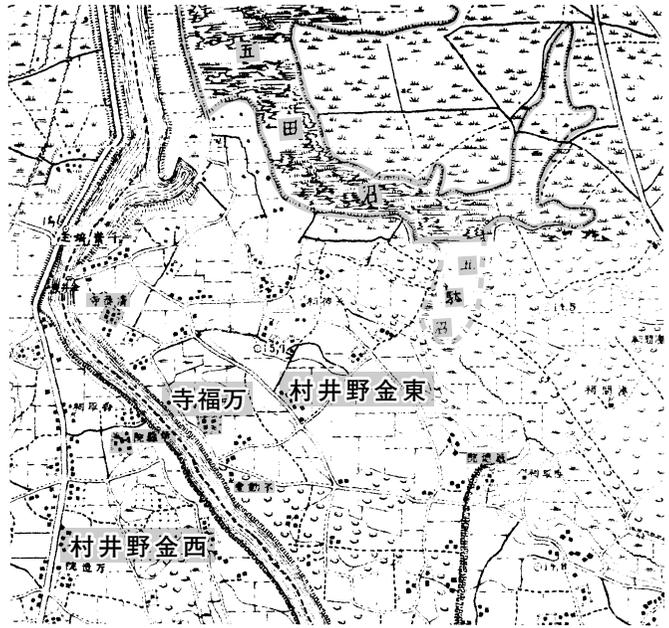


図5 東金野井と西金野井（2万5000分の1・明治期）

「検地書出」の写しが残されており、戦国末における金野井本郷の詳細な状況が判明する。多少長いが、貴重な関連史料であるため、意味を違わない範囲において行を詰め、煩をいとわず、以下にその一部を引くことにしたい。

史料3 天正十四年（一五八六）「北条家検地書出写」（遠藤家文書）

丙戌歳

金野井本郷検地書出

拾貳町四段七拾歩 田數 此分錢、卅七貫二百廿文、 反別三百文宛、

卅八町四反大 畠數 此分錢、六十三貫四百六十八文、反別百六十五文ツツ、

（ 中 略 ）

已上、百六貫貳百八十文、 此内、

拾貫六百文 百姓公事免、 貳貫文 神田梶取明神、貳貫文 堤免、

貳貫文 万福寺、 貳貫文 清満寺、三貫文 代官給、

貳貫文 定使給、 壹貫文 名主免、

已上、貳拾三貫六百文、 （ 中 略 ）

残而、八拾貳貫六百八十文 定納、 （ 中 略 ）

已上、八十八貫八百五十文、 当納、

此外荒地、拾貫文 田浮土□殿山分、五貫文 田、清滞寺分、

三貫文 田、燕之内、 百廿貫文 畠、本屋敷ヨリ

小田辺境迄、

已上、百四拾八貫文 荒地之分、 （ 中 略 ）

此外、木山、一ヶ所 本郷浮土山、 豎七十間・横四十間、

一ヶ所 本郷福原寺山、 豎五十間・横卅間、

一ヶ所 百姓木草取野、 貳里四方

已上、右、定取如件、

天正十四年丙戌十一月廿三日

代官 恒岡長門

佐枝若狭

百姓中



写真11 西金野井の香取神社



写真12 東金野井の清泰寺

この「検地書出」<sup>28</sup>に基づけば、下総台地とその間に入り込んだ浅い谷津(戸)田を主な耕地とする金野井郷に、戦国時代末に「万福寺」が存在し、2貫文を給されていたことが判明する。また、郷内には郷鎮守の神田梶取明神が鎮座し、清満寺と清滞寺の2か寺が創建されていたことも判明する。

金野井郷の万福寺は、上記のように満福寺の寺名で江戸川の堤防沿いに現存しており、大永五年(一五二五)の「宝聖寺末寺帳」<sup>29</sup>に「満福寺 庄内 金野井」と明記されており、この時期まで遡ることが確認できる。また、上記の史料に記された郷鎮守の神田梶取明神は、江戸川を挟んだ対岸の位置に香取神社(写真11)として現存しており、表に「金井本郷 神田梶取大神 徳治元年三月十七日 破存板屋根葺替」、裏に「金井本郷 氏子中 本社板屋根替 天正十九年十二月卜有之」と墨書された棟札が伝えられている。この棟札によれば、郷鎮守の神田梶取神は鎌倉時代末

の徳治一年(一三〇六)にはすでに鎮座し、板屋根の改修がなされたと言うことは、その創建はさらに遡ると考えられよう。

なお、江戸川の拡張工事のために満福寺の東にあたる台地上に移築されているが、「検地書出」に記された清滞寺も、清泰寺と寺名の一部を変えて現存している(写真12)。

郷鎮守の神田梶取明神と万福寺は、江戸川の掘削以前は東西に並び建っていたと想定される。金野井郷の万福寺は、中世の史料において「万福寺」又は「満福寺」と表記され、現在では満福寺と呼ばれている。郷鎮守の創建年代も勘案した場合、その創建も鎌倉時代まで遡る可能性は残されている。

満福寺の裏の墓地には、同寺の有力檀家である長家の古い墓石が立ち並んでいる。

満福寺のおよそ500m南方には、四方に空堀と土手を巡らした、小規模な東西に細長い単郭の方形館の跡が残されており、金野井城の跡と伝えられている。現在では、江戸川の拡張工事にもなって西福寺がその郭内に移築されている。城跡は、地元では「堀の内」とも呼ばれ、野本将監の城跡と伝えられてきたが、上記「検地書出」の荒地のうちに、「野本屋敷」と記されており、地元の伝承が確かなものであったことが判明する。野本氏は、鎌倉時代中期まで下河辺荘の荘官を勤めていたと想定される有力御家人であった下河辺氏の庶流であり、満徳寺の有力檀家である長家は、同地に土着した家臣であると伝えられている。

上記の「検地書出」に記されている記載でもっとも注目すべきは、2貫文の「堤免」である。古利根川はもとより、江戸川開削以前の太日川にも面していなかった可能性が高い当時の金野井郷に対して、この文書を発給した岩槻城の藏奉行であった恒岡長門と佐枝若狭の両名は、長年

の慣例に基づいて、百姓らに2貫文の「堤免」を認めていたことが判明する。この堤免が、ただちに鎌倉時代後期に命じられた新方堤の工夫役賦課まで遡るとの速断は慎まねばならないが、留意すべき重要な情報であると判断される。

これまでの迂遠な再検討をまとめると、称名寺から荘内の新方堤の築堤を命じられた万福寺(満福寺)の百姓らが居住していた可能性の高い場所は、上記の諸寺のうち、北から順に記せば、杉戸町清地の万福寺、野田市東金野井の満福寺、吉川市庭場の万福寺の3か寺である。現在残されている諸史料を勘案した場合は、野田市東金野井の満福寺である可能性がやや高いように思われるが、清地の万福寺と庭場の万福寺の創建時期及び開山・開基などに関する史料・情報が皆無の状況であるため、目下のところ確定はできないと言えよう。

#### IV まとめにかえて

本稿は、原田・鈴木両氏の研究を導きの糸として、歴史地理学の立場から、下河辺荘で営まれていた中世の農業の実態と、荘内に所在し、その属する百姓らに築堤が命じられたことで著名な称名寺末寺の万福寺(満福寺)の比定地などに関して、現地調査とそれに基づく関連史料の読み直しにより、若干の再検討を試みたものである。未だ中間報告の域を出るものではないが、これまでに明らかにしえたことがらと、今後の課題を示し、まとめにかえることとしたい。

第一に、古利根川や元荒川・庄内古川などの諸河川が乱流し、それら諸河川が形成した自然堤防とその後背湿地において、これまでは、絶えず洪水に悩まされ、小規模で生産性の低い水田耕作がなされていたと

一般的には理解されてきた。

原田氏は、関東平野に広範に存在するこのような地域の村落を類型化し、自然堤防型の村落と定義されている。けれども、上記において関連史料を逐一読み直したように、洪水の発生しない年の水田の得田率はおよそ60%もあり、これまでになされてきた「小規模・不安定・低生産力」と言う理解は、諸河川の後背湿地で営まれていた中世における水田耕作の実態の全体像を、必ずしも反映していないと思われる。特に、低湿地特有の堀上田と島畠の存在は一部においてみとめられたが、摘田の存在は史料的には確認できない。

これまでの低湿地に関する研究においては、水田の開発と、生産力の高まる乾田化に評価がなされてきた。けれども、その評価は一面的に過ぎよう。本稿で述べたように、水田を取り巻く諸河川の堤防や水路における多様な淡水の魚介類や鳥類、さらには周辺に存在した平地の山野における多様な生産・採集物の存在を視野に入れる必要がある。年貢として納入せざるをえない米の生産が重視されることは言うまでも無いが、米の生産とそれに適した水田の開発の視野のみから在地を見た場合、そこで暮らす人々の多様で豊かな生産・採集と、食生活を含めた生活の実態をすくい上げることがはむずかしいと思われる。

第二に、領主である称名寺に、荘内の「新方堤」の築堤を命じられた末寺の万福寺(満福寺)に関しては、現在の野田市東金野井に現存する満福寺の可能性がやや高いと思われるが、杉戸町清地の万福寺と、吉川市庭場にかつて所在した万福寺である可能性も捨てきれない。両寺に関するさらなる調査が必要であると判断される。

本稿では、下河辺荘の概要を論じる一部の現地調査に止まっている。現在は、さらに詳細な調査をおこなうために、称名寺領の中心をなした

赤岩郷（現在の松伏町上赤岩と下赤岩）の現地調査をはじめるところである。

調査の進展に伴って、本稿の内容を訂正・補足する必要も出てこようが、地元の方々にご教示賜りつつ、新たな知見を得て、いつもの如く、ゆつくり・じつくり現地調査を楽しみたいと念じている。

## 付記

現地調査に際しまして、いつものことながら、各市町村の教育委員会の皆様、特に、松伏町教育委員会の横川貴男氏、各寺社のご住職と奥様、ならびに地元の皆様から、多くのご教示をいただきました。また、野田市東金野井にお住まいの野口英男氏と、春日部市西金野井にお住まいの宇田川恵郎氏には、当地に関することどもを詳しくお教えいただきました。以上、記して、厚くお礼申し上げます。

### 【注および文献】

- (1) 角田・今野・小松（一九九六）『下河辺荘・下河辺氏をめぐる研究史について』、三郷市史研究『葦のみち』、8号。
- (2) 久保田・小松（一九九八）『中世利根川流域史研究の成果と課題（上）』、三郷市史研究『葦のみち』、10号。
- 久保田・小松（二〇〇一） 同 上 （下）、同 上、13号。
- (3) 鈴木哲雄（二〇〇五）『古隅田川地域史ノート』、古隅田川地域史における中世的地域構造『中世関東の内海世界』、岩田書院。初出は、前者が一九八二年、後者が一九八四年。
- (4) 原田信男（一九八八）『利根川中流域における荘園の村落景観―太田荘・下河辺荘を中心に―』、中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大

学出版会。

同（一九九五）『三郷市史』、第六卷、通史編Ⅰ、第三章、下河辺荘の村々と農民。

なお、原田氏は、『三郷市史の研究紀要である『葦のみち』や、『鶯宮町史』の通史編などにおいても、下河辺荘と周辺地域の村落に関する詳細な論考を発表されている。

- (5) 加藤裕美子（二〇〇六）『下総国下河辺荘における築堤―万福寺百姓等申状を中心に―』『鎌倉遺文研究』、17号。

- (6) 鈴木哲雄（二〇〇七）『中世東国の百姓申状―称名寺所蔵「万福寺百姓等申状」考―』、佐藤和彦編『中世の内乱と社会』、東京堂出版。

- (7) 前掲（4）。特に、『三郷市史』通史編の「下河辺荘の村々と農民」の記述参照。

- (8) 『幸手市史』、古代・中世資料編、157号文書。
- (9) 前掲（8）、197号文書。

- (10) 前掲（8）、182・183号文書。
- (11) 前掲（8）、200・201号文書。

- (12) 伊藤寿和（二〇〇二）『東大寺領大和国「清澄荘」に関する歴史地理学的研究「日本女子大学紀要」、50号。

- (13) 『清澄荘検田帳』は『鎌倉遺文』、16巻1208号文書。「早田毛見注進状」は京大影写本・神田孝介氏所蔵「東大寺文書」。

『新編 埼玉県史』の資料編16（近世7）に収められた、旧下河辺荘周辺地域で近世に栽培されていた稲の品種が記された史料によれば、寛政十一年（一七九九）の埼玉郡下清久村外4か村（合計5か村）における早稲の栽培の割合は、およそ12%である。また、享和二年（一八〇二）の埼玉郡上平野村の場合、当年の水不足に基づく水田の「畑成」を除けば、その割合は、早稲が約9%、中稲が約51%、そして晩稲が約20%であった。

なお、関東地方における近世の水田に栽培されていた稲の品種に関しては、大口勇次郎（一九八二）『上総地方の稲作生産、川村 優編『論集 房総史研究』を参照のこと。同論文によれば、九十九里海岸から10kmほど内陸に入った、上総台地の東裾に位置する和田村の佐藤家の史料に基づけば、近世後期の天保年間（一八四〇年前後）には、数年間を平均すれば、およそ早稲の割合が7%、中稲が43%、そして、晩稲の割合が50%と、取

量の多い晩稲が広く栽培されるに至っている。中世から近世において栽培されていた稲の品種の変化の詳細な解明は、今後の課題である。

- (14) 『松伏町史資料』、第七集、飯島家文書(一)、年貢割付状、1号文書。
- (15) 高島緑雄(一九九七)『関東中世水田の研究』、日本経済評論社。
- (16) 小川直之(一九九五)『摘田稲作の民俗学的研究』、岩田書院。
- (17) 前掲(8)、194号文書。
- (18) 新編『埼玉県史』、資料編5 中世1、479号文書。
- (19) 前掲(8)、473号文書。
- (20) 前掲(8)、226・227号文書。
- (21) 前掲(8)、229号文書。
- (22) 山本隆志(二〇〇〇)『莊園制下の耕地・農法』年報『日本史叢』、筑波大学。
- (23) 鈴木哲雄(一九九八)『中世香取社領のほまち田について(ノート)』『中世房総』、10号。
- (24) 前掲(8)、169号文書。
- (25) 前掲(8)、196号文書。
- (26) 前掲(8)、169号文書。
- (27) 『猿島町史』、資料編、原始・古代・中世、113号文書。
- (28) 前掲(18)、135号文書。
- (29) 前掲(8)、282号文書。
- (補) 民俗の調査に関しては、『松伏町史 民俗編』・『春日部市史 民俗編』・『三郷市史 民俗編』などを参照。